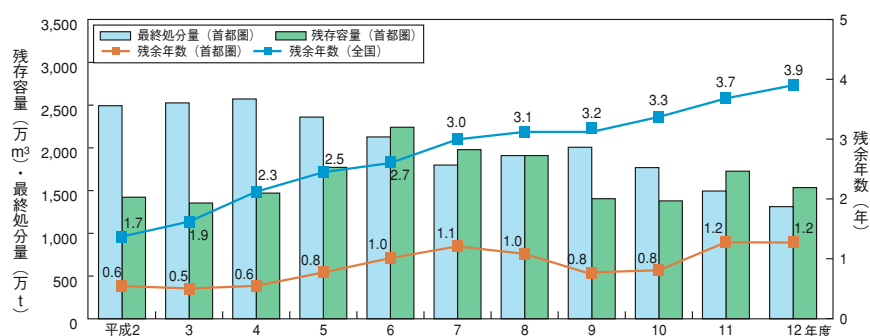


4. リサイクルの推進

全国のリサイクル率は一般廃棄物で約14%（首都圏では約17%）（平成12年度）、産業廃棄物では約45%（平成12年度）であり、徐々にリサイクル率が上昇している¹⁾。しかし首都圏では、産業廃棄物最終処分場が逼迫しており（図1）、廃棄物の発生抑制とともに、より一層のリサイクルの推進が求められている。

平成14年度においても、循環型社会形成推進基本計画の策定、建設リサイクル法²⁾の全面施行や自動車リサイクル法³⁾の制定等、引き続き循環型社会の形成に向けた取組が行われている。

図1 首都圏における産業廃棄物最終処分場の残余年数の経年変化



注：残余年数＝当該年度の処分場残存容量/当該年度の最終処分量

資料：環境省資料により国土交通省国土計画局作成

（ゴミゼロ型都市への推進状況）

都市再生プロジェクト（第一次決定）に位置付けられている「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」を目指して、東京湾臨海部においては、民間事業者による高度リサイクル施設の整備等が進められている。

①京浜臨海部の例（川崎市エコタウン事業⁴⁾）

〈廃プラスチック製コンクリート型枠用パネル製造施設（完成）〉

- ・平成12年度から稼働している「使用済みプラスチック高炉原料化施設」の選別設備等を活用して得られた廃プラスチックを原料とし、プラスチックボードに再生する（次ページ左上写真）。

〈廃プラスチックアンモニア原料化施設（完成）〉

- ・一般廃棄物・産業廃棄物のプラスチックを処理して完全ケミカルリサイクル（廃棄物を化学的に処理して、製品の化学原料としてリサイクルすること）する国内初の廃棄物を原料とした本格的化学プラントである（次ページ右上写真）。

〈ペットtoペットリサイクル施設（整備中）〉

- ・市内及び近隣地域から排出される使用済みペットボトルを化学的に分解し、異物や色素を取り除き、再びペットボトルの原料となる樹脂に精製する。

1) P.137 資料 首都圏整備に関する各種データ参照。

2) 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四号）

3) 自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）

4) エコタウン事業：地方自治体がゼロエミッション構想を実現するためのエコタウンプランを作成し、経済産業省と環境省が承認するもの。承認された場合は、リサイクル施設の整備助成や環境産業のためのマーケティング事業への助成等がなされる。

廃プラスチック製コンクリート型枠用パネル製造施設



資料：JFEスチール（株）

廃プラスチックアンモニア原料化施設



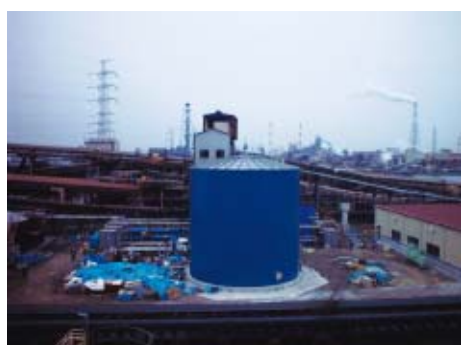
資料：昭和電工（株）

②千葉臨海部の例（千葉市エコタウン事業）

＜食品廃棄物のメタン発酵ガス化施設（完成）＞

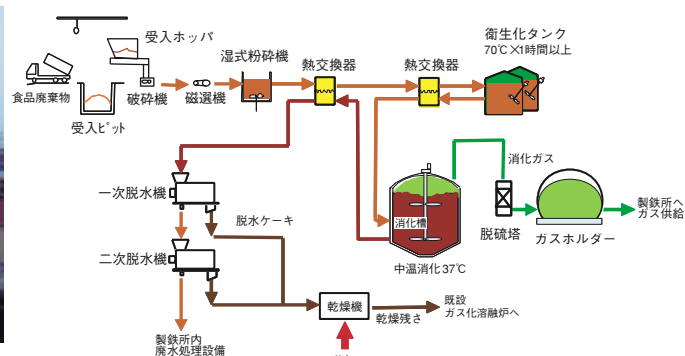
- ・メタン発酵技術で、食品加工業や外食産業等から排出される食品残さ等の産業廃棄物からバイオガスを製造する。平成15年度稼働の予定（左下写真、図2）。

食品廃棄物のメタン発酵ガス化施設



資料：千葉市

図2 メタン発酵ガス化施設の概要

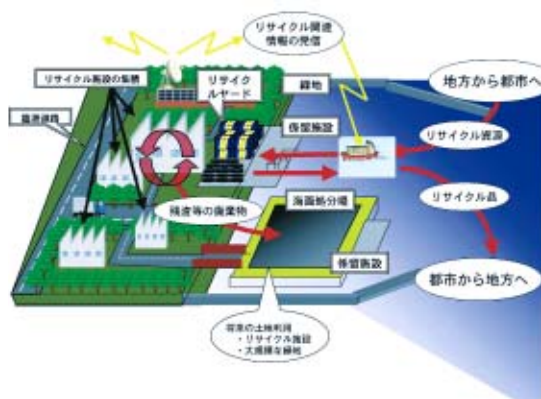


資料：千葉市

（リサイクルポートの指定）

大量のゴミの廃棄で処理の限界に至っている大都市圏においては、臨海部の低未利用地等を最大限に活用し、新しい循環型の都市に再構築すべく、総合的な静脈物流拠点の形成を図っている（図3）。このため総合静脈物流拠点港⁵⁾（リサイクルポート）として、首都圏内では東京港を平成14年5月に指定し（一次指定）、重点的に取り組んでいくこととなった。

図3 総合的な静脈物流拠点の概念図



資料：国土交通省

5) 総合静脈物流拠点港：広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾であり、港湾管理者からの申請により国が指定し、拠点づくりを支援する。